

彦根市地域防災計画

【災害対応マニュアル編】

新旧対照表

令和 7 年

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
マ ニ ュ ア ル 編 全体			本編・資料編およびマニュアル編の更新作業に伴うページズレによる参照先ページ番号の微修正実施	参照先に変更がなく、ページ番号のみの変更は、項目を集約
マ ニ ュ ア ル 編 全体			組織改編に伴う部課の追加および削除	部課名の変更のみの場合は項目を集約
[事業分 掌]4	福祉保健部	健康推進班 4) 妊産婦の救護および傷病者の収容、応急手当その他の医療についての連絡調整	健康推進班 4) (削) 傷病者の収容、応急手当その他の医療についての連絡調整	組織改編に伴う
	こども家庭部	こども若者支援班 1) 避難行動要支援者対策 2) 所管施設(東山児童館を除く。)の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。) 幼稚園保育所班 1) 園児の避難誘導 2) 保護者・地域等への連絡調整 3) 幼稚園・保育所の災害対策 4) 被害園児等の保護	(追) こども若者支援班 1) 児童の災害対策 2) 被害児童の保護 3) 避難行動要支援者対策 4) 所管施設(東山児童館を除く。)の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。) 母子保健課 1) 妊産婦の救護 2) 避難行動要支援者対策 3) 健康推進班実施事項の応援 幼稚園保育所班 1) 園児の避難誘導 2) 保護者・地域等への連絡調整 3) 幼稚園・保育所・認定こども園の災害対策 4) 被害園児等の保護	組織改編に伴う
[事業分 掌]5	建設部	建設管理班 1) 道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告	建設管理班 1) 道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告	組織改編に伴う

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		2) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送の総括 3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保 4) 公共土木施設の復旧の総括（総括） 5) 災害時の道路の交通規制、統制等交通 道路河川班 1) 道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査 2) 雨量および河川水位の記録 3) 道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理 4) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送 5) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保 6) 公共土木施設の復旧	2) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送（削） 3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保 4) 公共土木施設の復旧（削） 5) 災害時の道路の交通規制、統制等交通 6)（追）法律に基づく従事命令等による活動要員の確保 道路河川班 1) 道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査 2) 雨量および河川水位の記録 3) 道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理 （削）	
[事業分掌]6	都市政策部	部内各班共通 1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与 3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援	部内各班共通 1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与 3) 部内の他班実施事項の応援	部内実施事項を優先するため
[活動フロー]10	第7節二次災害防止活動	(1) 道路施設の応急対策 1 所管する道路、橋りょうの緊急点検調査を実施する 建設部、都市政策部 2 所管する道路、橋りょうの応急復旧を行う 建設部、都市政策部	(2) 道路施設の応急対策 3 所管する道路、橋りょうの緊急点検調査を実施する 建設部、（削） 4 所管する道路、橋りょうの応急復旧を行う 建設部、（削）	都市政策部内実施事項を優先するため
3-1-11	※1 彦根市災害対策本		表（別紙1参照）	時点修正

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	部設営図			
3-2-2	※1 被害調査関係各班	(略) 社会福祉施設被害（幼稚園・保育所を含む） ：社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、子ども・若者班、障害福祉班、幼稚園保育所班 (略) 学校教育関係被害（幼稚園・保育所を除く）：教育総務班、学校教育班 (略)	(略) 社会福祉施設被害（幼稚園・保育所・認定こども園を含む） ：社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、障害福祉班、幼稚園保育所班 (略) 学校教育関係被害（幼稚園・保育所・認定こども園を除く）：教育総務班、学校教育班 (略)	認定こども園の追記、組織改編に伴う
3-3-35	(2) 公共施設の危険度判定および応急対策	1 公共施設の危険度調査を実施する (略) 1-3 危険度判定調査を実施し、避難の要否、継続使用に関する保守および構造補強等の要否を判定する 1-4 危険度判定調査結果を整理する	1 公共施設の危険度調査を実施する (略) 1-3 危険度判定調査および被災度区分判定を実施し、避難の要否、継続使用に関する保守および構造補強等の要否を判定する 1-4 危険度判定調査および被災度区分判定結果を整理する	継続使用に関する保守および構造補強等の要否を判定する行為を明確化するため
3-3-70	(6) 原子力災害医療	〈関係機関〉県 〈備考〉※緊急被ばく医療機関 ※緊急被ばく医療機関 (略)	〈関係機関〉県 〈備考〉※原子力災害医療機関 ※原子力災害医療機関 (略)	名称変更による
3-4-5	※1 下水道関係施設	(1) 管渠、マンホールおよび汚水枡 整備済面積 A = 2286.8ha 管渠延長 L = 571.5km マンホール N = 19,491 個 汚水枡 N = 42,634 個 (令和 2 年 3 月 31 日時点)	(1) 管渠、マンホールおよび汚水枡 整備済面積 A = 2,451.1ha 管渠延長 L = 604.8km マンホール N = 20,618 個 汚水枡 N = 45,374 個 (令和 6 年 3 月 31 日時点)	下水道整備による施設増

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		(2) マンホールポンプ (23 箇所) 〈所在地〉 松原町、中藪二丁目、金亀町、大藪町、中央町、長曽根南町、甲崎町、下岡部町、須越町、小泉町、三津屋町、三津屋町南、外町、平田町、原町、開出今町、稲枝町、高宮町、地蔵町、地蔵町②、蔵の町団地、八坂町、地蔵町南 (3) 雨水排水路スクリーン 〈所在地〉 松原町大洞地区 (4) 東北部浄化センター (県管理施設) 〈所在地〉 松原町 〈処理場〉 46.7ha	(2) マンホールポンプ (26 箇所) 〈所在地〉 松原町、中藪二丁目、金亀町、大藪町、中央町、長曽根南町、甲崎町、下岡部町、須越町、小泉町、三津屋町、三津屋町南、外町、平田町、原町、開出今町、稲枝町、高宮町、地蔵町、地蔵町②、蔵の町団地、八坂町、地蔵町南、(追) 正法寺町コモンライフ、正法寺町太平タウン、野田山グリーン団地 (3) 雨水排水路スクリーン 〈所在地〉 松原町大洞地区 (4) 東北部浄化センター (県管理施設) 〈所在地〉 松原町 〈処理場〉 46.7ha	
3-4-17	(2) 米穀の確保	ア 災害救助法の適用を受けない場合 市本部は、被災者等に応急用米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、県本部あてに必要とする数量の応急用米穀を要請するものとする。なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部 (農業経営課長) に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。市本部は県本部の配給数量の決定により米穀販売事業者から現品を購入する。	ア 災害救助法の適用を受けない場合 (修) 市本部は、被災者等に応急用米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、県本部あてに必要とする数量の応急用米穀を要請するものとする。なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部 (みらいの農業振興課長) に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。市本部は県本部の配給数量の決定により米穀販売事業者から現品を購入する。	県の課名変更による
3-5-13	第 4 節 文教関係の応急対策 (1) 園児、児童・生徒の安全	(略) 〈備考〉 * 公立学校・幼稚園・保育所における応急対策【資料編 P4-6-5 参照】	(略) 〈備考〉 * 公立学校・幼稚園・保育所・認定こども園における応急対策【資料編 P4-6-5 参照】	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	確保			
3-5-14	(2) 文教施設等の応急対策	1 所管する各学校教育施設、社会教育施設の被害状況を把握する 1-1 所管する各幼稚園・保育所、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する 1-2 所管する各幼稚園・保育所、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する 1-3 所管する各幼稚園・保育所、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査実施結果を整理する 1-4 所管する各幼稚園・保育所、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する 1-5 所管する各幼稚園・保育所、学校教育施設、社会教育施設の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県本部（担当事業課）へ報告する 2 所管する各学校教育施設、社会教育施設の応急修理を行う 2-1 所管する各幼稚園・保育所、学校教育施設、社会教育施設に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる 2-2 所管する各幼稚園・保育所、学校教育施設、社会教育施設に関し、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた二次災害防止措置を講じる 2-3 所管する各幼稚園・保育所、学校教育施設、社会教育施設の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県等への応援要請を依頼する	1 所管する各学校教育施設、社会教育施設の被害状況を把握する 1-1 所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する 1-2 所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する 1-3 所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査実施結果を整理する 1-4 所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する 1-5 所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県本部（担当事業課）へ報告する 2 所管する各学校教育施設、社会教育施設の応急修理を行う 2-1 所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる 2-2 所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設に関し、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた二次災害防止措置を講じる 2-3 所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県等への応援要請を依頼する	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		2-4 所管する各幼稚園・保育所、学校教育施設、社会教育施設に関し、実施した二次災害防止措置をとりまとめ、市本部に報告する 2-5 所管する各幼稚園・保育所、学校教育施設、社会教育施設に関し、実施した対応状況を県本部（教育委員会）へ報告する	2-4 所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設に関し、実施した二次災害防止措置をとりまとめ、市本部に報告する 2-5 所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設に関し、実施した対応状況を県本部（教育委員会）へ報告する	

彦根市地域防災計画

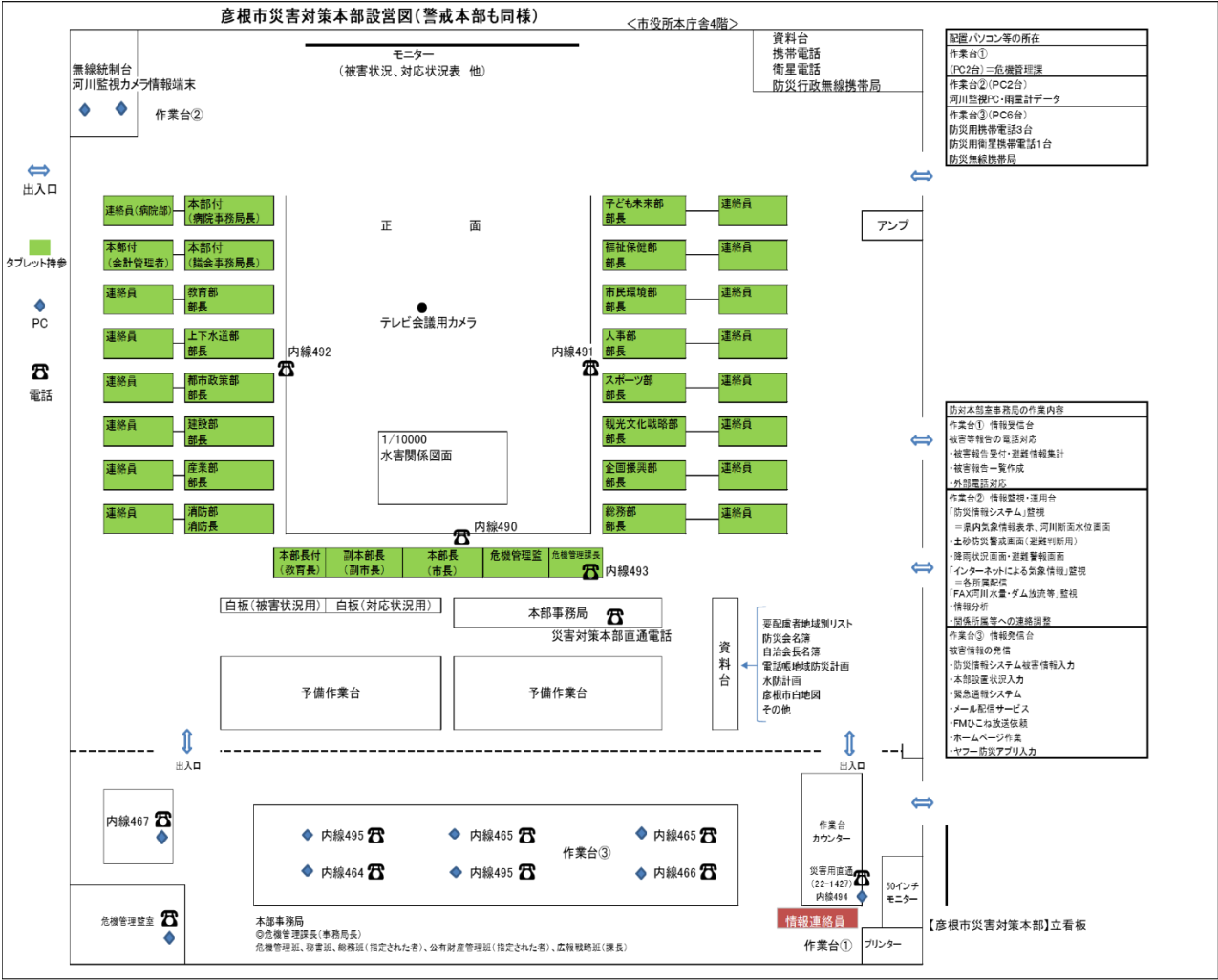
【災害対応マニュアル編】

別紙

令和 7 年

別紙 1

※1 彦根市災害対策本部設営図



※2 現地災害対策本部

- ア 特定の地域に被害が集中し、市本部長(市長)が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部(以下「現地本部」という)を設置する。
- イ 市本部長(市長)は、現地本部に必要な応じ次の人員を派遣する。
- (ア) 副本部長、本部長付または本部員のうちから現地本部長を指名する。
- (イ) 本部員または本部職員のうちから現地本部員を指名する。
- (ウ) 本部職員のうちから現地本部職員を指名する。